令和5年12月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第37号	伊勢崎市議会議	【理由】	議会事務
	員の請負の状況	地方自治法の一部を改正する法律による	局 庶 務 課
	の公表に関する	地方自治法の一部改正により、議員の請負	
	条例	に関する規制の明確化及び緩和がされたこ	
		とに伴い、制定の必要を認めたもの	
		【概要】	
		議員個人による本市との請負の状況につ	
		いて、各会計年度に支払を受けた金銭の総	
		額と請負の概要を議長に報告し、当該報告	
		の内容を議長が公表するもの	
第38号	伊勢崎市部設置	機構改正を実施することに伴い、改正の	事務管理
	条例等の一部を	必要を認めたもの	課
	改正する条例	【概要】	
		(1) 第1条関係(伊勢崎市部設置条例の一	
		部改正)	
		ア 国際課において分掌している国際化	
		に関する事項を多文化共生に関する事	
		項に改めるもの	
		イ 市民部において分掌する事務に支所	
		に関する事項を加えるもの	
		ウ 建築指導課において分掌している事	
		務を建設部から都市計画部に移管する	
		₺ の	
		エ 都市開発課において分掌している都	
		市開発に関する事項を削るもの	
		(2) 第2条関係(伊勢崎市建築審査会条例	
		の一部改正)	
		建築指導課において分掌している事務	

を建設部から都市計画部に移管するもの (3) 第3条関係(伊勢崎都市計画事業伊勢 崎駅周辺第一土地区画整理事業施行規程 の一部改正) 中心市街地整備事務所を廃止し、区画 整理課と統合するもの (4) 第4条関係(伊勢崎都市計画事業伊勢 崎駅周辺第二土地区画整理事業施行規程 の一部改正) 中心市街地整備事務所を廃止し、区画 整理課と統合するもの (5) 第5条関係(伊勢崎市開発審査会条例 の一部改正) 建築指導課において分掌している事務 を建設部から都市計画部に移管するもの 第39号 伊勢崎市国民健 【理由】 国民健康 康保険税条例の 全世代対応型の持続可能な社会保障制度 保険課 一部を改正する を構築するための健康保険法等の一部を改 条例 正する法律による地方税法の一部改正及び 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を 構築するための健康保険法等の一部を改正 する法律の一部の施行に伴う関係政令の整 備に関する政令による地方税法施行令の一 部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条 文の整備を図るもの 【概要】 (1) 出産被保険者に係る国民健康保険税の うち産前産後期間相当分の所得割額及び

被保険者均等割額を減額するもの

(2) その他条文の整備を図るもの

第40号	伊勢崎市特定教	【理由】	こども保
7 4 0 7	う場のでは、	【生口】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育	育課
			月味
	特定地域型保育	事業並びに特定子ども・子育て支援施設等	
	事業の運営に関	の運営に関する基準及び子ども・子育て支	
	する基準を定め	援法施行規則の一部を改正する内閣府令に	
	る条例の一部を	よる特定教育・保育施設及び特定地域型保	
	改正する条例	育事業並びに特定子ども・子育て支援施設	
		等の運営に関する基準の一部改正に伴い、	
		改正の必要を認めたもの 	
		【概要】	
		(1) 引用する項ずれを改めるもの	
		(2) 規定の整備を図るもの	
第41号	伊勢崎市道路占	道路法施行令の一部改正に準じ、道路占	道路維持
	用料徵収条例及	用料及び公共物使用料の見直しを図ること	課
	び伊勢崎市公共	に伴い、改正の必要を認めたもの	
	物管理条例の一	【概要】	
	部を改正する条	(1) 第1条関係(伊勢崎市道路占用料徴収	
	例	条例の一部改正)	
		国道に係る占用料の改正に準じて、道	
		路占用料を改めるもの	
		(2) 第2条関係(伊勢崎市公共物管理条例	
		の一部改正)	
		国道に係る占用料の改正に準じて、公	
		共物使用料を改めるもの	
第 4 2 号	伊勢崎市特定用	赤堀都市計画特定用途制限地域及び東都	都市計画
	途制限地域にお	市計画特定用途制限地域の変更に伴い、改	課
	ける建築物等の	正の必要を認めたもの	
	制限に関する条	【概要】	
	例の一部を改正	赤堀都市計画特定用途制限地域及び東都	
	する条例	市計画特定用途制限地域における建築物等	
	1		

		の用途の制限等を改めるもの	
第43号	伊勢崎市都市公	公募設置管理制度の導入に伴い、改正の	公園緑地
	園条例の一部を	必要を認めたもの	課
	改正する条例	【概要】	
		公募等により公園施設を設け、又は管理	
		する場合の許可に係る使用料の額を定める	
		もの	
第44号	伊勢崎市給水条	水道料金を改定すること及び生活衛生等	上下水道
	例の一部を改正	関係行政の機能強化のための関係法律の整	局総務課
	する条例	備に関する法律による水道法の一部改正に	
		伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備	
		を図るもの	
		【概要】	
		(1) 令和6年度から令和9年度までの4年	
		間の水道料金収入が約7.2%の増加と	
		なるよう、一般用料金の基本料金及び水	
		量料金を引き上げるもの	
		(2) 水道整備・管理行政が厚生労働省から	
		国土交通省へ移管されることに伴う規定	
		の整備を図るもの	
		(3) その他条文の整備を図るもの	
第 4 5 号	伊勢崎市公共下	公共下水道及び戸別浄化槽の使用料を改	上下水道
	水道条例及び伊	定することに伴い、改正の必要を認めたも	局総務課
	勢崎市特定地域	0)	
	生活排水処理事	【概要】	
	業による戸別浄	(1) 第1条関係(伊勢崎市公共下水道条例	
	化槽の整備に関	の一部改正)	
	する条例の一部	令和6年度から令和9年度までの4年	
	を改正する条例	間の下水道使用料収入が約15%の増加	
		となるよう、一般用及び臨時用の基本料	

金並びに一般用の水量料金を引き上げるもの

(2) 第2条関係 (伊勢崎市特定地域生活排 水処理事業による戸別浄化槽の整備に関 する条例の一部改正)

令和6年度から令和9年度までの4年間の下水道使用料収入が約15%の増加となるよう、基本料金及び排除汚水量による料金を引き上げるもの